

統計偽装にまさる、厚労省の「物価下落偽装」

追及している白井康彦氏（元中日新聞編集委員）を招き

えへふん

生活保護・年金裁判「原告を励ます新春のつどい」

「いかなよ貧困福岡の会」と「北九州市社保協」の主催で、生活保護と年金裁判の「原告を励ます新春のつどい」が開かれました。

第1部は白井康彦氏が「生活保護削減のための物価偽装をただす」と題して、生活保護費を引き下げるために、厚労省は、統計偽装により実際よりも物価がさがったようにみせかける操作をしたと講演（下段参照）。

第2部の「原告を励ます新春のつどい」では、手品や福引きなどの催しもので歓談。

生活保護引き下げ違憲訴訟・年金引き下げ違憲訴訟に勝利しようと決意を固めました。



原告を代表して決意を述べる小倉生健会の毛利副会長

■厚労省が自民党に忖度、物価下落率を大幅偽装

12年の衆院選で自民党は生活保護費の「1割カット」を選挙公約にし、民主党から政権を奪取し安倍政権が誕生しました。

厚労省は直後に、08年～11年に物価が4.8%下落したと発表し、13年から生活保護費を平均6.5%、最大10%引き下げました。

「1割カット」を求める自民党に厚労省が忖度した形でした。

■偽装手法「その1」保護世帯のデータ使わず

この時期はテレビやパソコンの、性能に対する価格が大幅に下がった時期でした。厚労省は保護世帯が、あまりお金をかけないテレビやパソコンの割合を実態以上に大きく操作していました。

■偽装手法「その2」計算方式変更

従来のラスパイレ方式をパーシェ方式に変更。仮にラスパイレ方式なら下落率は2.3%になります。総務省統計局は、下落率2.4%としていました。

■生活保護費は、大臣の自由裁量ではない

裁判で国は、計算方式の変更を認めた上で、「保護費は大臣の自由裁量権」と主張して開き直りましたが、生活保護法第8条では、「大臣の定める基準」としながらも、その基準は「最低限度の生活の需要を満たすのに充分なもの」と定めています。

■ウソで、国民の死活問題をねつ造するな

厚労省の「毎月勤労統計」の偽装が大きな問題になっています。加えて、生活保護費の大幅引き下げでも、「物価大幅下落偽装」が行われていました。

小倉生健会



生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために

ネットでは「偽造、ねつ造、安倍晋三」と言われています。ウソのない政治の実現を！



参院予算委で日本共産党 田村智子議員が追及

国：生活保護の削減・廃止の数値目標や達成度を地方に求める 北九州市：13年前に日本共産党の柳井誠市議が追及し中止に

日本共産党の田村智子議員は、3月26日の参院予算委員会で、国が生活保護の削減・廃止の数値目標や達成度の報告を自治体に毎年求めていることを批判し、北九州市での教訓を活かし、中止を強く求めました。

北九州市では、2006年2月議会で、柳井誠市議が数値目標を摘発し「目標設定は、生活保護法第7条の申請権を侵すもの」と追及し中止させていました。

田村氏は、過去に北九州市が受給を阻止する「水際作戦」で、自殺者と餓死者を出した背景には、保護の開始数よりも廃止する数を必ず多くする数値目標を持つ生活保護の削減目標があった。

事件後の検証で「要保護者の困窮状態や、急迫した状態を認識しながら、手を差し伸べることができなかった不適切な対応は、数値目標が実態として職員を縛っていた」と紹介し、数値目標の廃止を強く求めました。



ご存知ですか？

4月1日から“青い鳥はがき”の受付開始

郵便局では毎年この時期、重度障がい者の社会参加を支援するため、年間20枚の普通はがき（青い鳥はがき）を無料配布しています。

対象は・身体障害者手帳「1級」もしくは「2級」と、療育手帳「A」あるいは（1度）か（2度）を持っている方です。

手続きは、郵便局の窓口到手帳を持参して、住所・氏名などを申込書に記入。後日、記入した先に、はがきが郵送されて来ます。手帳があれば代理の方でもOKです。

メールやSNSが花盛りの時代ですが、手書きのはがきも嬉しいものです。

ところが、せっかくの制度なのに、最近では郵便局では一向に宣伝していません。手続き期間は5月31日までです。どうぞ、お忘れなく。

【問い合わせ先】 0120-23-28-86

<案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

県議選で、会員の高瀬さん当選 大石さん惜敗



福岡県議会議員選挙が行われ、小倉生健会の会員である、高瀬菜穂子さん（小倉南区）が当選し、大石正信さん（小倉北区）は過去最高の10,085票を獲得したものの、わずか649票の差で惜敗しました。

両氏は「暮らし、福祉、最優先」を掲げ奮闘しました。医療・介護・生活保護など福岡県の役割が益々重要になっています。

お二人のような県議がもっともっと増えるよう私たちも頑張ります。

母子世帯の生活保護率が低い理由は、車の保有が原則禁止されているから

参議院予算委員会：田村智子(日本共産党)

田村智子：「その地域で自動車の保有がもう当たり前だというような地域では、子育てに欠かせないものとして(車の保有を)見直すべき」(2019年3月26日参議院予算委員会)

※1面に掲載した田村智子さんの質問のつづきです。

■田村智子 生活保護と自動車保有の問題についてもお聞きしたいんです。

法政大学の藤原千沙教授が、母子世帯の暮らしと生活保護に着目した研究を行っています。国勢調査を基にした推計で、母子世帯の保護率は、二〇一五年度、一番高い東京都と一番低い富山県で三十一倍の開きがあると。人員保護率の格差は九倍なので、非常に大きな開きだと指摘をしています。この藤原教授が自治体と協力をして児童扶養手当を受給している母子世帯にアンケート調査をしたところ、生活保護を利用しない理由として、車を使いたいからと答える方が三割に上っているんですね。

資料二は、沖縄県が高校生のいる世帯に行った調査です。ここでも、車両保持を認められないことを保護を利用しない理由として挙げる割合が一人親のところで高いんですよ。ですから、県の調査報告書では、この結果について、一人親ほど時間に追われる日常生活を支える手段として車両の保持を必要としている現実があると推察されると指摘をしているんです。

これ、相対的に交通網が少ない地方では、母子世帯にとって自動車保有が生活保護受給の障壁になっているんじゃないかと思います。が、大臣、いかがでしょう。

◆厚生労働大臣(根本匠) 生活保護は、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを活用することを要件としています。自動車については資産に該当し、その維持費は生計を圧迫すると考えられることから、原則として保有を認めておらず、これを一律に緩和することは難しいと考えております。

一方で、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者などが通勤や通院に利用する場合などは、福祉事務所の判断で自動車の保有や使用を認めているなど、これまでも、不断の見直しにより、個々の生活保護受給者の方の状況や生活実態に応じた対応ができるよう配慮しているところであります。

■田村智子 そういふ対応ができていられるかどうかなんですけど、生活用品としての自動車保有について、別冊問答集、いわゆるQ&Aではどう書いていますか。

◆厚生労働省社会・援護局長(谷内繁) お答えいたします。

議員御指摘の別冊問答集の中では、「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。」という旨を示しているところでございます。

■田村智子 滋賀県で、常時通勤はタクシーを利用すればよいとって福祉事務所が保護受給者に自動車処分を求めたことに対し、不服審査請求が行われています。二〇一六年二月二十五日に出された知事の裁決の内容はどういうものですか。

◆厚生労働省社会・援護局長(谷内繁) お答えいたします。

昨日の質問レクを受けまして滋賀県に確認しましたところ、お尋ねの裁決は、自動車の処分を求める文書指示に従わなかったことをもって生活保護を停止した処分を取り消したものと承知しております。

個別の案件でございまして、詳細な内容を御紹介することは差し控えますが、裁決の理由は大まかに言えば二点あったというふうに承知しております。一つは、生活保護法に定める手続を適正に踏んでいないこと。具体的

には、生活保護の停止をする際に本人に弁明の機会を付与していなかったこと。二つ目には、対象者の健康状態や勤務状況、交通事情等を十分かつ慎重に検討していないこと。この二点と承知しております。

■田村智子 これ、厚生労働省が余りに限定的な見解をさっきのQ&Aでも示しているから、タクシー通勤すればいいというおおよそ考えられないような福祉事務所の対応まで惹起しているんですよ。

先ほど紹介した藤原教授のアンケート調査、車を持っていないことで何が困るか、母子世帯です。第一は仕事の選択肢に限られる。これは収入に結び付かなくなっちゃいますね。第二に日常の買物の不便さ。第三に子供の送迎。クラブ活動や地域活動に子供が参加が困難になってしまうと、自動車持っていないくて。また、子供を連れて休日に出かけることができなくて記述もあるんです。子供の貧困問題に取り組むあすのばの皆さんのアンケート調査でも、低所得世帯の子供たちが様々な体験を諦めているということが今問題になっているんですね。

今日、宮腰大臣にもお聞きしたいんですよ。とりわけ地方で子供の貧困対策として自動車保有の問題、これは検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

◆内閣府特命担当大臣(宮腰光寛) 子供の貧困対策に関する大綱におきましては、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう、子供や保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会にも配慮して取り組むことを基本的な方針の一つとして掲げています。

生活保護制度における自動車保有につきましては、厚生労働省において社会環境や生活実態を踏まえた不断の見直しを行っていることと承知しており、引き続き厚生労働省と連携してまいります。

また、現在、子供の貧困対策に関する大綱の見直しに向け、有識者会議において議論いただいております。その中で、諦め体験など貧困の状況にある子供が抱える課題についても必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

■田村智子 これは資料三でお配りしたんですけど、今、厚生労働省も地方自治体に意見聞いているんですね。そうすると、四分の一ぐらゐの自治体が、意見を聞いた自治体のうちの四分の一が、やっぱり自動車保有の要件広げべきだと答えているんですよ。

それはそうなんです、自動車保有率、今上がっているんですよ。児童扶養手当を受給する母子世帯でも八五%が持っているわけなんですよ。日弁連も、生活保護における自動車保有、原則として認めるよう意見書を出しています。

買物だとか学校や病院の送迎だとか、緊急のときにやっぱり車で駆け付けなきゃできないような、そういう地域というのはあるわけですよ。地域の格差、このことを見ても、やっぱり生活用品としてその地域で自動車の保有がもう当たり前だというような地域では、これやっぱり子育てに欠かせないものとして私は見直しに踏み出すべきだと思いますが、最後、大臣に求めて、質問を終わります。

◆厚生労働大臣(根本匠) 自動車の保有要件の緩和については、一般世帯との均衡や自動車の維持費をどのように捻出するかという課題もあることから慎重に検討すべき課題であると考えています。

一方で、そうした原則の中で従前から社会環境や生活実態を踏まえた見直しも行っており、引き続き、地方自治体からの御意見を伺いつつ、不断に検討していきたいと考えています。

■田村智子 終わります。

注) 議事録は未定稿。

アンダーラインは、編集者。

